

吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務委託
企画提案（プロポーザル）公募要項

平成 31 年 4 月

吹田市立千里山・佐井寺図書館

目 次

1 総則	1
2 参加資格	1
3 提案募集の概要及び日程	2
4 委託料	6
5 契約	6
6 選定方法	6
7 審査評価項目と審査基準	7
8 失格事項	7
(別表) 吹田市立図書館窓口等業務委託に係るリスク分担表	8
別紙 吹田市立図書館窓口等業務委託に関する提案書類等	

1 総則

この要項は、吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務委託に係る委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(1) 委託業務の名称

吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務

(2) 委託業務の実施場所

吹田市立千里山・佐井寺図書館

吹田市千里山松が丘25番2号

(3) 履行期間

令和元年10月1日から令和4年9月30日まで

(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 委託業務内容

別添の「吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務委託仕様書」による。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 基本条件

ア 図書館は教育機関であり、この観点について十分理解している団体であること。

イ 平成21年4月1日以降に図書館での窓口業務の受託実績を有していること。（履行終了日が上記基準日を超えるものを含む）

ウ 責任者及び副責任者の選任については、司書資格を有し図書館業務で通算2年以上の経験を持ち、常勤の社員もしくはそれに準ずる者を充てること。

エ 大阪府内に事務所を有するか、又は受託後有する予定があること。

(2) 必要な資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 過去5年以内に、労働基準法等その他労働関係法令違反をしていないこと。

ウ 吹田市令和元年度の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

エ 公募要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。又は入札参加資格を取り消されていないこと。

オ 公募要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11

- 月13日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始申し立てがなされている者については、手続き開始の決定を受け、かつ、手続き開始後に本市の競争入札参加資格の再認定手続きを完了していること。
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条又は第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。
- ク ISO27001認証、又はプライバシーマーク認証を取得していること。

3 提案募集の概要及び日程

(1) 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案書、見積価格、提案に対する質疑を審査し、評価を行う。

(2) 選定委員会事務局(以下「事務局(千里山・佐井寺図書館)」という。)

吹田市立千里山・佐井寺図書館

住所:〒565-0843 吹田市千里山松が丘25番2号

電話:06-6192-0516

FAX:06-6192-0517

電子メール:cisatolib@ma.lib.suita.osaka.jp

(3) 公募要項等の公表・交付

ア 公表・交付期間

平成31年4月26日(金)から令和元年5月21日(火)まで。

イ 公表・交付方法

吹田市立図書館ホームページ及び吹田市ホームページからダウンロードにて交付する。

(4) 参加表明・資格審査書類提出

ア 書類作成方法

本公募要項の【別紙】様式1「参加表明書」、様式2「法人等の概要」、様式3「図書館業務受託実績調書」、様式4「業務従事者調書」、様式5「委任状」にそれぞれ必要な事項を記載すること。

また、申請日より前に確定した直近3事業年度分の「財務諸表」と

ISO27001認証又はプライバシーマーク認証を取得していることが確認できる書類の写しを提出すること。

イ 提出期限

令和元年5月7日（火）から同年5月21日（火）午後5時まで。
(土曜日、日曜日、祝祭日は除く)

ウ 提出場所

吹田市立中央図書館2階 総務・企画グループ庶務担当

所在：吹田市出口町18番9号

電話：06-6387-0071

FAX：06-6339-7144

(受付時間：午前10時から午後5時まで)

エ 参加表明・資格審査書類の提出について

参加しようとする者は、提出期限までに、持参にて提出すること（郵送不可）。なお、中央図書館休館中につき、必ず提出予定時間の2時間前までに、提出時間の予約を行うこと。

（5）参加資格通知

参加資格審査結果は様式2に記載したメールアドレス宛に令和元年5月24日（金）に電子メールで通知し、その後書面による通知も行う。

（6）質問の受付及び回答

ア 質問受付

ア) 受付期間

令和元年5月7日（火）から5月15日（水）午後1時まで。
(土曜日、日曜日、祝祭日は除く)

イ) 受付方法 様式9により電子メールでのみ受付ける。

電子メールタイトルは【千里山・佐井寺図書館窓口等業務委託質問】とすること。

ウ) 提出先 事務局（千里山・佐井寺図書館）

質問を電子メールで提出した際には確認のため、必ず電話でも連絡をすること。

イ) 質問に対する回答

ア) 回答予定日 令和元年5月17日（金）午後5時。

イ) 回答方法 吹田市立図書館ホームページ上で回答を公表する。

（7）現場説明会及び見学会

- ア 現場説明会（場所：吹田市立千里山・佐井寺図書館）
日時：令和元年5月10日（金）午後1時から
住所：吹田市千里山松が丘25番2号
電話：06-6192-0516
- イ 見学会（場所：同上）
日時：令和元年5月10日（金）午後2時30分から
住所・電話：同上
- ウ 参加申込方法
現場説明会に参加する事業者は、前日の午後5時までに、千里山・佐井寺図書館まで連絡すること。なお、現場説明会及び見学会に参加することは公募要件ではありません。

（8）提案書類等の提出

- ア 提出期限
令和元年5月27日（月）～同年5月31日（金）午後5時まで。
- イ 提出場所
吹田市立中央図書館2階 総務・企画グループ庶務担当
所在：吹田市出口町18番9号
電話：06-6387-0071
FAX：06-6339-7144
(受付時間：午前10時から午後5時まで)
- ウ 提案書の作成要項
本公募要項別冊1「吹田市立図書館窓口等業務委託に係る提案書等作成要領」に従って提案書を作成し、提出すること。
- エ 提案応募申込者
提案応募申込をする者は、本市の競争入札参加有資格者名簿の代表者、もしくは本公募要項の様式5「委任状」により代表者から今回の提案提出に関する権限を受任した者とする。
- オ 留意事項
ア) 提案書類は返却しない。
イ) 受付期間後の提出、提出後の差し替え等は認めない。
ウ) 必要書類が不備の場合は、申請を受け付けない。
エ) 提案書類は非公開とする。
オ) 窓口等業務委託に係るリスク分担表については、別表のとおり。
- カ 提案書類の提出について
提出期限までに、持参にて提出すること（郵送不可）。なお、必ず提出予定時

間の2時間前までに、提出場所（吹田市立中央図書館）に提出時間の予約を行うこと。

（9）提案に対する質疑の実施

本市が設置する吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提案書に対する質疑を行う。

ア 実施日

令和元年6月17日（月）（時間については別途通知する。）

イ 会 場 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館2階 会議室

住所：吹田市山田西4丁目2番43号

（当日の連絡先は、山田駅前図書館 電話06-6816-7722）

ウ 時間配分 各社20分程度

エ その他

質疑は原則として、応募事業者の代表者もしくはその代理人を含む4名以内で行うものとする。提案書の追加資料は原則として認めない。選定委員会が必要と認める場合には、追加もしくは代替えの審査を行う場合がある。

（10）事業者選定及び公表

ア 審査方法

選定委員会において、審査を本公募要項「6 選定方法」のとおり実施し、合計点の順位により、1位の者を契約候補事業者として選定する。

イ 発表方法

選定結果は令和元年6月24日（月）までに電子メールにより通知し、その後書面でも通知する。なお、選定結果については、吹田市立図書館ホームページ、吹田市ホームページ及び吹田市役所行政資料閲覧コーナーでも公表する。

ウ その他

契約締結後、次の内容を公表する。

ア) 選定事業者名並びにその提案金額と評価点

イ) 全応募事業者の名称（申込順）

ただし、応募事業者が2者の場合は公表しない。

ウ) 全応募事業者の評価点（得点順 選定事業者以外は記号（アルファベット）表示）

エ) 審査項目・基準、配点

オ) プロポーザル選定委員会委員の役職名

カ) プロポーザル選定委員会の会議録の概要

キ) その他必要な事項

(11) その他

- ア 提出された書類に虚偽の申請があった場合には、当該提案書を無効とする。
- イ 選定結果に対する問い合わせや異議の申し立て等については、一切応じない。
- ウ 提出された提案書の著作権は、提案の採否にかかわらず、提案者に帰属するものとし、審査・事業者選定の用以外に無断で使用しません。
- エ 提案書の作成に要する費用は、応募事業者の負担とする。
- オ 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

4 委託料（年額）

委託料の上限は、金 36,480,000 円（税抜）とする。

ただし、初年度と最終年度は、金 18,240,000 円（税抜）とする。

5 契約

- (1) 「6 選定方法」で選定した最優秀提案事業者（第一位候補者）を契約候補者とし、随意契約交渉を行う。契約候補者との随意契約交渉が不調となった場合に、次点者（第二位候補者）と交渉を行う。
- (2) 契約締結は、本市の契約に係る事務手続きの完了後、行うものとする。
- (3) 最優秀提案事業者（第一位候補者）が契約締結までに、本公募要項「2 参加資格」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合又は事故等の特別な事由により契約が不可能になった場合等においては、次点者（第二位候補者）を契約候補者とする。
- (4) 契約金額は、原則として見積書の金額に消費税を加えたものとする。
- (5) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条の第2項第2号の規定により契約金額の年額相当額の100分の5以上とする。ただし、同条第3項第1号の規定に該当する場合は、減額等をすることがある。

6 選定方法

(1) 提案の審査・選定機関

プロポーザル参加事業者より提出された吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務委託提案書をもとに、吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が別冊2「吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定に係る評価項目と審査基準」の評価基準を基に総合的に審査し、最優秀提案事業者（第一位候補者）と第二位候補者の事業者を選定する。

(2) 最優秀提案事業者の決定方法

最優秀提案事業者は、次に定める者のうち、(3) に定める評価点が最も高い者とする。

ア 参加資格を有する者。

イ 見積価格が「4 委託料（年額）」の範囲内である者。

ウ 価格点を除いた評価点の合計点が6割以上の者。

エ 評価点の合計点が同一の者がいた場合、見積価格の低い者を上位とする。

(3) 評価点

審査の評価点は、業務経歴・職員体制（10点）+提案書（60点）+提案に対する質疑（10点）+価格（20点）の合計100点で採点する。

(4) その他

上記のほか、その他選定に必要な事項は、選定委員会及び事務局（千里山・佐井寺図書館）において定めるものとする。

7 審査評価項目と審査基準

審査評価項目と審査基準は、別冊2「吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定に係る評価項目と審査基準」とおりとする。

8 失格事項

以下の事項に一つでも該当する場合は、その者の提案を無効とする。

- (1) 契約候補者の選定時点において、本公募要項の「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。
- (2) 委任状を提出していない代理人が提案したとき。
- (3) 委任者名の併記されていない委任状を提出した代理人が提案したとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しなかった者。また提出書類に漏れのあった者。
- (5) 自己のほか、他者の代理人を兼ねて提案した者。
- (6) 2者以上の代理人をした者。
- (7) 市が提示した委託料を超える見積りを提出した者。
- (8) 提出書類に虚偽の内容が記載されている者。
- (9) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者。
- (10) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った者。
- (11) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した者。
- (12) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者。

(別表) 吹田市立図書館窓口等業務委託に係るリスク分担表

	種類	内容	負担者	
			市	受託者
共通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更	協議事項	
	第三者賠償	窓口において第三者に損害を与えた場合		○
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
	事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止	○	
		受託者の責任による遅延・中止		○
		受託者の事業放棄・破綻		○
申請段階	申請コスト	申請費用の負担		○
準備段階	引継コスト	引継コストの負担		○
運営段階	施設等の損傷	施設・機器等の損傷	協議事項	
		運営上の瑕疵による火災等事故		○
	債務不履行	市側の協定内容の不履行	○	
		受託者の事由による業務並びに協定の不履行		○
	消耗品等	業務遂行に必要な光熱水費、機器類等	○	
		自らの事務に必要なパソコン、消耗品等		○
	服装等	統一された服装および名札		○
	携帯電話等	即時連絡用		○
	研修経費	全ての研修費用		○
	時間外打合せ	責任者及び副責任者との打合せ		○
	損害賠償	受託者が損害を受けた場合、市の責めに帰すべき場合を除く		○
	引継コスト	委託期間満了後の次の受託者への引継ぎ		○

* 1 自然災害（地震・台風等）等への対応

①建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じます。

②災害発生時には、災害対応のために業務の一部または全部の停止を命じることがあります。

* 2 サービス提供に伴う施設・機器等の損傷リスクへの対応サービス提供に伴って基幹的な設備機器等が損傷した場合、管理上の瑕疵がある時は受託者が、それ以外は市がそのリスクを負うものとします。

(注) 基幹的な設備機器等：電気設備、衛生設備、消防設備、空調設備、通信設備、情報システム等を言う。